

第122回 定時株主総会招集ご通知

日時

2025年6月26日(木曜日) 午前10時

場所

浜離宮三井ビルディング 2階

東京都中央区築地5丁目6番4号

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議決権行使期限 2025年6月25日(水曜日) 午後5時まで

目次

第122回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	27
連結計算書類	55
計算書類	57
監査報告	59

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

株式会社三井E&S

株主の皆様へ



平素より格別のご支援を賜りまして、厚く御礼申しあげます。

当社グループは、当期において黒字体質の定着と財務基盤の大幅な改善を果たし、いよいよ持続的に成長するための、成長実現フェーズに入りました。そこで、毎年3年後の姿を見直し、常に成長する姿を示すローリング方式の中期経営計画として「三井E&S Rolling Vision」を策定しました。株主資本コストや負債コストを意識した経営管理に切り替え、企業価値向上に取り組んでまいります。

また、当社は、マテリアリティとして掲げている「脱炭素社会の実現」と「人口縮小社会の課題解決」につながる製品を送り出すことで、企業の成長と社会貢献を両立させていくことを目指しております。そのために、船用推進システム事業と物流システム事業の2つの中核事業で、グリーンとデジタルという切り口で付加価値を付けた製品を開発・販売しながら、安定した収益を生み出す第三の軸となる成長事業の育成に努めております。

今後、中核事業・成長事業への投資や人的資本投資を継続的に行い、当社グループの進化につなげてまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2025年6月

代表取締役社長CEO

高橋 英之

経営コンセプト

Engineering & Services for Evolution & Sustainability

持続可能社会への急速な移行、環境変化や当社自体の変革を踏まえ、2022年にグループ経営コンセプト（企業理念、ビジョン、経営姿勢、行動規準）の再定義を行いました。当社グループの存在意義を全従業員であらためて共有し、一丸となって前進します。



株 主 各 位

東京都中央区築地5丁目6番4号

株 式 会 社 三 井 E & S

代表取締役社長 高橋 岳之

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト「第122回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.mes.co.jp/investor/stock/meeting.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7003/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三井E&S」又は「コード」に当社証券コード「7003」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、5～6頁の「議決権行使のご案内」に従って、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 浜離宮三井ビルディング 2階
 東京都中央区築地5丁目6番4号

3. 目的事項

- 報告事項** 1. 第122期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第122期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
 第2号議案 定款一部変更の件
 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を省略しております。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、上記省略した事項は、各ウェブサイト上に「第122回定時株主総会招集ご通知（交付書面省略事項）」として掲載しております。

◎ 本総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト >>>>> <https://www.mes.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙をご持参ください



株主総会開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時

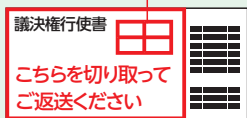
株主総会にご出席されない方



郵送によるご提出

書面（議決権行使書用紙）に議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

議案の賛否をご記入ください



行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等でご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

株主総会ポータル

<https://www.soukai-portal.net>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

〔第1号議案、第2号議案〕

- ・ 賛成の場合 「賛」の欄に○印
- ・ 反対の場合 「否」の欄に○印

〔第3号議案、第4号議案、第5号議案〕

- ・ 全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
- ・ 全員反対の場合 「否」の欄に○印
- ・ 一部の候補者に反対の場合 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※「スマート行使®」に必要なQRコードが記載されております。なお、ウェブサイトにて議決権を行使する場合には、裏面に記載されている「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

- (1) 議案につきましては、賛否の表示がなされない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

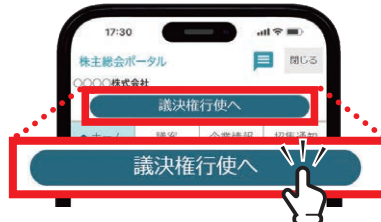
インターネット行使期限
2025年6月25日（水曜日）午後5時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、事業発展のための設備投資、研究開発投資及び財務基盤を強化するための株主資本の充実を総合的に判断しながら、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを利益配分の基本方針としております。

当期は、関連会社株式の一部売却等によって得た資金により、中核事業への投資を行うとともに、有利子負債の圧縮並びにA種優先株式の全部取得及び消却による金融費用等の大幅削減を果たすなど、事業戦略及び財務戦略を着実に遂行することができました。

このような状況を踏まえ、当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、当期の期末配当につきましては、前期末より1株につき15円の増配となる20円とさせていただきたいと存じます。

今後も段階的な増配の継続に向けて成長戦略の遂行に注力し、企業価値を向上させ、株主・投資家の皆様の期待に応えてまいります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

・普通株式 : 1株につき金20.00円

普通株式配当総額 2,017,767,980円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、2024年7月10日付でA種優先株式の全部を取得及び消却しております。これに伴い、A種優先株式に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第5条 〈条文省略〉 第2章 株 式 第6条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 当社の発行可能株式総数は1億5千万株とし、各 種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が 1億5千万株、A種優先株式が1,800万株とする。 第7条 〈条文省略〉 第8条 (単元株式数) 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、A種 優先株式の単元株式数は1株とする。 第9条～第12条 〈条文省略〉	第1章 総 則 第1条～第5条 〈現行どおり〉 第2章 株 式 第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は1億5千万株とする。 第7条 〈現行どおり〉 第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。 第9条～第12条 〈現行どおり〉

現 行 定 款	変 更 案
第2章の2 A種優先株式 第12条の2 (剰余金の配当) (A種優先配当金) 当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき本条第2項に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当会社が当該剰余金の配当に先立ちA種優先株主等に対して剰余金の配当（本条第3項に定める累積未払優先配当金に係る剰余金の配当を除く。）を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。 2. (A種優先配当金の金額) ある事業年度におけるA種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、払込金額相当額に7.80%を乗じて算出される額とする。ただし、2023年3月末日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2023年3月末日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。	<削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
3. <u>(累積条項)</u> <u>ある事業年度（払込期日が属する事業年度においては、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの期間とする。以下本項において同じ。）に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率7.80%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当される。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金相当額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> 4. <u>(非参加条項)</u> <u>当会社はA種優先株主等に対して優先配当金および累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については、この限りではない。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<u>第12条の3（残余財産の分配）</u> <u>（残余財産の分配）</u> <u>当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、本条第2項に定める金額を支払う。</u> <u>2.（残余財産分配額）</u> <u>A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）における償還価額（第12条の5第2項に定義する。ただし、第12条の5第2項に規定する償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「残余財産分配日」と読み替えて計算する。）に相当する金額とする。</u> <u>3.（非参加条項）</u> <u>A種優先株主等に対しては、前2項の定めによるもののほか残余財産の分配を行わない。</u>	〈削除〉
<u>第12条の4（議決権）</u> <u>A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。</u> <u>2. 当会社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>3. 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項および第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u>	〈削除〉

現 行 定 款	変 更 案
第12条の5（金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）） <u>（償還請求権の内容）</u> A種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当 会社に対して金銭を対価としてA種優先株式の 全部または一部を取得することを請求（以下 「償還請求」という。）することができる。こ の場合、当会社は、A種優先株式1株を取得す るのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償 還請求日」という。）における会社法第461条 第2項所定の分配可能額を限度として、法令上 可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日 に、当該A種優先株主等に対して、本条第2項 に定める金額（以下「償還価額」という。）の 金銭を交付する。なお、償還請求日における分 配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取 得すべきA種優先株式は、抽選または償還請求 が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分 その他の方法により当会社の取締役会において 決定する。 2. <u>（償還価額）</u> A種優先株式1株当たりの償還価額は、500円 に、累積未払優先配当金および償還請求の効力 が生じる日を日割計算基準日（本項第1号に定 義する。）とする優先配当金日割計算額（本項 第2号に定義する。）を加えた金額とする。な お、A種優先株式1株当たりの償還価額に、A 種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数 を乗じた金額に1円未満の端数が生じるとき は、当該端数は切り捨てる。 (1) 「日割計算基準日」とは、償還請求または 強制償還（第12条の6に定義する。）に 従ってA種優先株式を取得する日をいう。	〈削除〉

現 行 定 款	変 更 案
(2) 「優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべき優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を365日として日割計算により算出される金額（除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4 位まで算出し、その小数点以下第4 位を四捨五入する。）（ただし、当該事業年度における日割計算基準日より前の日を基準日としてA 種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（当該事業年度より前の事業年度に係る累積未払優先配当金の配当を除く。）は、その額を控除した金額とする。）をいう。 3. （償還請求受付場所） 東京都中央区築地五丁目6 番4 号 株式会社三井E&S 4. （償還請求の効力発生） 償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時または償還請求書に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>第12条の6（金銭を対価とする取得条項（強制償還））</u> <u>当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主等の意思にかかわらず、当該強制償還日における分配可能額を限度として、A種優先株主等に対して、償還価額（ただし、第12条の5第2項に規定する償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。）に相当する金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる（この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。</u>なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選または比例按分により当会社の取締役会において決定する。	〈削除〉
<u>第12条の7（株式の分割、併合等）</u> <u>当会社は、A種優先株式について株式の分割または株式の併合を行わない。</u> 2. <u>当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> 3. <u>当会社は、A種優先株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u>	〈削除〉
<u>第12条の8（譲渡制限）</u> <u>譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。</u>	〈削除〉
第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 〈条文省略〉 <u>第19条の2（種類株主総会）</u> <u>第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第15条、第16条、第18条および第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u>	第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 〈現行どおり〉 〈削除〉

現 行 定 款	変 更 案
<u>3. 第17条第1文および第2文の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第17条第3文の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u>	
第20条～第37条 〈条文省略〉 附 則	第20条～第37条 〈現行どおり〉 附 則
第1条 〈条文省略〉	第1条 〈現行どおり〉

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会及び監査等委員会の全体構成と監督機能強化の観点から、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	2024年度取締役会出席状況
1	たか はし たけ ゆき 高橋 岳之	男性	代表取締役社長 CEO、CCO、全般統括、監査室、調達部及び 成長事業推進事業部担当	再任	18回／18回 (100%)
2	まつ むら たけつね 松村 竹実	男性	代表取締役副社長 CFO、CIO、社長補佐、コーポレート部門担当	再任	18回／18回 (100%)
3	た なか いちろう 田中 一郎	男性	取締役 社長補佐、船用推進システム事業部及び 物流システム事業部担当	再任	18回／18回 (100%)
再任	再任取締役候補者				

- (注)
1. CEO：最高経営責任者（Chief Executive Officer）
 2. CCO：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）
 3. CFO：財務統括責任者（Chief Financial Officer）
 4. CIO：情報統括責任者（Chief Information Officer）
 5. コーポレート部門：経営企画部、経理部、財務部、人事総務部及び法務室

候補者番号

1

た か は し た け ゆ き

高 橋 岳 之

(1964年10月9日生)

再 任



所有する当社の株式数
普通株式
7,200株
取締役在任期間
5年
取締役会出席状況
18回／18回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 当社入社
2007年10月 鉄構・物流事業本部運搬機システム営業部長
2012年 6月 機械・システム事業本部運搬機システム営業部長
2015年 9月 経営企画部主管
2015年10月 経営企画部グローバル戦略室長
2016年10月 企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年 2月 機械・システム事業本部事業本部長補佐
2018年 4月 株式会社三井E&Sマシナリー執行役員
2019年 4月 同社代表取締役社長
2019年 6月 当社取締役

2020年 6月 取締役退任
2021年 3月 三井海洋開発株式会社取締役
2021年 4月 当社成長事業推進室長兼人事総務部長
2021年 6月 **取締役、CCO（現任）**、監査法務部及び人事総務部担当
2021年11月 三井海洋開発株式会社社外取締役
2022年 4月 **当社代表取締役社長、CEO、全般統括（現任）**、成長事業推進室担当
2023年 4月 事業部門担当
2024年 6月 **調達部及び成長事業推進事業部担当（現任）**
2024年 7月 **監査室担当（現任）**

取締役候補者とした理由

高橋岳之氏は、運搬機における国際的な営業経験を通じて培った高いマーケティング能力を有しております。また、株式会社三井E&Sマシナリー代表取締役社長として事業戦略を策定・遂行し、2022年4月から当社代表取締役社長として当社を信頼回復ステージから持続的成長ステージへ転換させるなど優れた経営能力を有しております。今後の成長戦略遂行及びビジネスモデル変革のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

ま つ む ら た け つ ね

松 村 竹 実

(1967年5月25日生)

再 任



所有する当社の株式数
普通株式
3,800株
取締役在任期間
5年
取締役会出席状況
18回／18回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 当社入社
2013年12月 東京大学博士号（環境学）取得
2015年 4月 船舶・艦艇事業本部基本設計部長
2018年 2月 企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年 3月 三井海洋開発株式会社取締役
2019年 3月 当社経営企画部長
2020年 6月 **取締役（現任）**、CISO、経営企画部担当

2022年 4月 **代表取締役副社長、社長補佐（現任）**、CSO、エンジニアリング事業管理室及び人事総務部担当
2023年 4月 **CFO、CIO（現任）**、経理部、財務部及び調達部担当
2024年 7月 **コーポレート部門担当（現任）**

取締役候補者とした理由

松村竹実氏は、船舶の設計業務の経験を通じて培った海洋技術分野における卓越した見識及び設計分野における博士（環境学）としての専門的知見を有しております。そして、経営企画部長、取締役としてM&Aを含めた当社グループの事業再生計画を策定・完遂し、優れた経営能力を有しております。2022年4月から代表取締役副社長として「三井E&S Rolling Vision」（中期経営計画）の進化及び人材育成の中核を担っており、当社の経営基盤の更なる強化のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号 3

た な か い ち ろ う
田 中 一 郎

(1961年11月25日生)

再 任



所有する当社の株式数
普通株式
5,400株
取締役在任期間
2年
取締役会出席状況
18回／18回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 当社入社
2011年 1月 機械・システム事業本部機械工場技術開発部長
2013年11月 機械・システム事業本部機械工場ディーゼル設計部長
2016年 4月 理事、機械・システム事業本部企画管理部長
2018年 4月 株式会社三井E&Sマシナリー取締役執行役員、ディーゼル事業部長、戦略企画室長

2019年 4月 同社取締役執行役員、CTO、ディーゼル事業部長
2021年 4月 同社代表取締役社長、CEO、CTO
2023年 4月 当社執行役員
成長事業推進事業部長
取締役、社長補佐（現任）、調達部及び事業部門担当
2024年 6月 船用推進システム事業部及び物流システム事業部担当（現任）

取締役候補者とした理由

田中一郎氏は、ディーゼル機関の開発及び設計業務の経験を通じて培った船用推進システム事業における卓越した見識を有しております。また、株式会社三井E&Sマシナリー代表取締役社長及び当社取締役として、当社の中核事業の発展を主導するなど、優れた経営能力を有しております。次世代燃料エンジンの開発など中核事業の更なる成長のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期中中に当該保険契約について更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役塩見裕一氏、田中浩一氏及び川崎弘一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	候補者属性			2024年度 取締役会 出席状況	2024年度 監査等委員会 出席状況
1	しお み ゆう いち 塩見 裕一	男性	取締役（常勤監査等委員）	再任			18回／18回 （100％）	14回／14回 （100％）
2	かわ さき こう いち 川崎 弘一	男性	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立役員	18回／18回 （100％）	14回／14回 （100％）
3	W o n g L a i Y o n g ウォン ライヨン	女性	社外取締役	新任	社外	独立役員	13回／13回 （100％）	－ ※
新任	新任取締役候補者	再任	再任取締役候補者	社外	社外取締役候補者	独立役員	独立役員候補者	

※ 取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号

1

し お み ゆ う い ち

塩 見 裕 一

(1958年10月20日生)

再 任



所有する当社の株式数
普通株式
4,200株

監査等委員である取締役
在任期間
2年

取締役会出席状況
18回／18回
(100%)

監査等委員会出席状況
14回／14回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
2010年 4月 玉野事業所経理部長
2013年 5月 財務経理部主管兼輸出管理室主管
2014年 4月 理事、財務経理部長
2015年 4月 執行役員
2017年 4月 常務執行役員、CFO、IR室担当

2017年 6月 取締役
2019年 6月 株式会社三井E&Sビジネスサービス代表
取締役社長
2020年 4月 同社取締役
2020年 6月 当社常勤監査役
2023年 6月 取締役（常勤監査等委員）（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

塩見裕一氏は、財務・経理部門における卓越した見識を有するとともに、当社監査役及び監査等委員である取締役を歴任し、その実績及び経験により当社の実情に通じております。また、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、適切な監査を行う能力を有するものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。

候補者番号 2

かわ さき こう いち
川 崎 弘 一

(1957年4月20日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

社外取締役在任期間
2年

監査等委員である取締役
在任期間
2年

取締役会出席状況
18回／18回
(100%)

監査等委員会出席状況
14回／14回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月 日本合成ゴム株式会社入社
2003年 6月 JSR株式会社製造技術第一センター長
2005年 6月 同社執行役員、生産技術部長
2007年 6月 同社取締役兼上席執行役員、生産技術部長
2008年 6月 同社取締役兼上席執行役員、エラストマー事業部長
2011年 6月 同社常務執行役員、石化事業部長
2014年 6月 同社専務執行役員、石化事業部長
2016年 6月 同社代表取締役兼専務執行役員、生産技術グループ長

2018年 4月 同社代表取締役兼専務執行役員、生産技術グループ長
日本ブチル株式会社取締役社長
2019年 6月 JSR株式会社取締役兼専務執行役員
日本ブチル株式会社取締役社長
2021年 6月 日本ブチル株式会社取締役社長退任
2022年 6月 JSR株式会社取締役兼専務執行役員退任
2023年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川崎弘一氏は、長年、大手化学会社において製造、生産の技術部門の業務に携わるとともに、経営者としての経験に基づく事業活動や経営全般に関する豊富な見識を有しております。独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくとともに、客観的な見地にに基づき適切な監査をしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

川崎弘一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

同氏が過去において業務執行者であった日本ブチル株式会社との間には、部品販売等に関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上はなく、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

候補者番号 **3**

W o n g L a i Y o n g

ウォン ライヨン

(1972年1月10日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株
社外取締役在任期間
1年
取締役会出席状況
13回／13回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

2004年 3月 横浜国立大学博士号（経営学）取得
2013年 9月 First Penguin Sdn. Bhd. Founder, Principal Trainer and Consultant（現任）
2018年 7月 Penang Women's Development Corporation Director

2019年10月 大学院大学至善館特任准教授（現任）
2020年 6月 日東電工株式会社社外取締役（現任）
2022年11月 株式会社ファームノートホールディングス社外取締役（現任）
2024年 6月 当社社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ウォン ライヨン氏は、長年、アジア各地の企業、政府機関、教育機関などで、サステナビリティの取り組みへの助言及び人材育成活動に携わるとともに、博士（経営学）として専門的知見を有しております。また、国内大手化学会社の社外取締役を務めており、経営全般における豊富な見識を有しております。社外取締役の独立性及び多様性を強化するとともに、独立した立場からの経営の監視・監督の強化及び客観的な見地に基づく適切な監査をしていただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

重要な兼職の状況

First Penguin Sdn. Bhd. Founder, Principal Trainer and Consultant
日東電工株式会社社外取締役

独立性に関する事項

ウォン ライヨン氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、川崎弘一氏及びウォン ライヨン氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は両氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。
3. ウォン ライヨン氏が日東電工株式会社の社外取締役として在任中でありました2024年1月5日、同社は、水道用に使用される同社製膜モジュール製品について、一般社団法人膜分離技術振興協会の認定を受けるための試験方法に不適切な行為があったことを公表いたしました。同氏は当該事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、当該事実の判明後は、徹底的な調査及び再発防止策に向けた更なる体制の強化を求めるなど、その職責を果たしました。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期中中に当該保険契約について更新を予定しております。

＜ご参考 1＞各取締役特に期待するスキル・専門的分野

当社は、取締役候補者を選定・決定するにあたり、当社グループの事業及び経営管理に精通した一定数の社内取締役を確保しつつ、多様性についての時代の要請にかなうべく、他の業態において豊富な経験を有する社外取締役を招聘することにより、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するように努めております。

当社では、取締役に対して特に期待するスキル・専門的分野を以下8項目としております。

- (1) 企業経営 (2) 国際経験 (3) 財務・M&A (4) 法務・監査
- (5) マーケティング (6) 技術・IT (7) 人材育成 (8) 気候・環境

第3号議案及び第4号議案が原案どおり可決された場合、本総会後の各取締役に特に期待するスキル・専門的分野を可視化したスキル・マトリックスは、下表のとおりとなります。各取締役のスキル項目の該当性は、経営経験、実務経験、専門知識及び公的資格等を総合的に考慮して判断しております。

氏 名	企業経営	国際経験	財務・M&A	法務・監査	マーケティング	技術・IT	人材育成	気候・環境	保有資格
高橋 岳之	●	●		●	●		●		
松村 竹実	●	●	●			●	●	●	博士号 (環境学)
田中 一郎	●	●			●	●		●	
塩見 裕一	●		●	●					
川崎 弘一	●	●				●	●		
三輪 美恵	●	●		●	●		●		
ウォン ライヨン	●	●					●	●	博士号 (経営学)

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

2023年6月28日開催の第120回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された田口昭一氏及び竹之内明氏の選任の効力が、本総会開始の時をもって失効することに伴い、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、田口昭一氏は社外取締役以外の監査等委員である取締役の補欠としての候補者、三原秀哲氏は監査等委員である社外取締役の補欠としての候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号 1

たぐちしょういち

田口昭一

(1958年4月9日生)

再任

所有する当社の株式数
普通株式
13,500株

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月	当社入社	2018年12月	当社人事総務部玉野総合事務所長
2013年 6月	機械・システム事業本部機械工場長	2019年 6月	取締役、CISO、CCO、経営企画部、技術統括部、人事総務部及び法務部担当
2014年 4月	理事	2020年 3月	三井海洋開発株式会社取締役
2015年 4月	執行役員	2020年 4月	株式会社三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長
2016年 4月	常務執行役員、玉野事業所長、社長特命事項（製造部門総括）	2021年 6月	当社常勤監査役
2017年10月	玉野事業所総務部長	2023年 6月	顧問
2018年 3月	株式会社三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長		

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

田口昭一氏は、製造・管理における卓越した見識を有するとともに、当社の執行役員、取締役及び監査役としての豊富な業務経験並びに株式会社三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長としての実績により当社グループの経営の実情に通じております。同氏の経験と見識から適切な監査を行う能力を有するものと判断し、引き続き補欠の監査等委員である取締役候補者としてしました。

候補者番号 2

み は ら ひ で た か
三 原 秀 哲

(1958年7月8日生)

新任

社外

独立役員

所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 第一東京弁護士会弁護士登録、外立法律事務所入所
1987年10月 ブレークモア法律事務所入所
1993年 1月 常松・築瀬・関根法律事務所パートナー弁護士
2000年 1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士
2018年 6月 株式会社タチエス社外取締役（現任）

2020年 9月 東京大学博士号（法学）取得
2021年 4月 第一東京弁護士会会長
日本弁護士連合会副会長
2024年 7月 東京国際法律事務所シニアカウンセラー弁護士（現任）
2025年 2月 株式会社良知経営社外取締役（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三原秀哲氏は、弁護士として長年の豊富な実務経験・専門性を有しているとともに、上場企業の社外取締役を務め、会社経営全般について十分な見識を有しております。独立した立場からの経営の監視・監督及び客観的な見地に基づく適切な監査をしていただくことを期待し、新たに補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。

重要な兼職の状況

東京国際法律事務所シニアカウンセラー弁護士
株式会社タチエス社外取締役
株式会社良知経営社外取締役

独立性に関する事項

三原秀哲氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三原秀哲氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、本議案をご承認いただき、三原秀哲氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案をご承認いただき、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

＜ご参考2＞当社取締役の指名に関する方針

取締役候補者の選任にあたりましては、任意の指名委員会を設置し、同委員会が取締役会の諮問に応じ、取締役の選任基準及び人事案の討議・答申を行います。さらに、同委員会は監査等委員である取締役候補者が監査等委員に求められる要件に合致しているかの確認を行います。代表取締役社長は、以上の答申及び確認を経た後、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任議案については取締役会に付議し、監査等委員である取締役候補者の選任議案については監査等委員会の同意を得た上で、取締役会に付議します。指名委員会は、取締役会が任命する独立社外取締役2名以上、代表取締役社長及び取締役1名の計4名以上を構成員とし、取締役会が定める独立社外取締役1名を委員長としています。

＜ご参考3＞社外取締役の独立性について

当社は、東京証券取引所の独立性基準に抵触する者及び原則として以下の「社外取締役の独立性基準」の要件に該当する者については独立性がないものと判断いたします。

●社外取締役の独立性基準（2024年2月29日改定）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に下記の要件を加味した上で、社外取締役の独立性を判断する。

- ①当社若しくはその連結子会社（以下、当社グループ）を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- ③当社の大口債権者（※3）又はその業務執行者
- ④当社の主要株主（※4）又はその業務執行者
- ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥当社グループから直近事業年度に役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ⑦過去1年間において①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※5）

※1：当社グループを主要な取引先とする者：直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※2：当社グループの主要な取引先：当社グループの直近事業年度における取引額が、当社の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※3：大口債権者：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者をいう。

※4：主要株主：当社の議決権保有割合10%以上の株式を保有する株主をいう。

※5：近親者：配偶者又は二親等内の親族をいう。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、安定性を保ってはいるものの、米国の好調をアジア及び一部欧州の弱さが相殺するなど、その基盤の強さは国・地域により異なります。そのような状況下、米国の新政権が「米国第一」を方針に、相互関税の導入や不法移民対策等を矢継ぎ早に実施し、その保護主義的かつ予見不可能な政策で世界経済に影響を与え、特に米中対立は激化の様相を呈しております。一方、国内経済は、家計所得の改善による個人消費の持ち直しや企業業績及び設備投資の伸びなどによるゆるやかな回復を想定しておりますが、直接間接を問わず米国の政策から受ける影響は無視できない状況にあります。

当社グループの船用推進システム事業と関連性の高い造船業界では、期近船台が完売し、商談が4年以上の先物まで進むなど、国内造船所は十分な手持ち工事を確保しております。また、物流システム事業についても、米国では関税の影響が想定されるものの引き続き優位性は維持しており、アジア地域の物流需要も堅調、国内においても新設、増設に加え、老朽化更新などの需要が堅調と、主力事業の受注環境は総じて良好と認識しております。

ただし、米国の相互関税に対する各国の対応、金利・為替の急激な変動等、先行きの不確実性は高まっています。それぞれのリスクに対しては、有利子負債の圧縮や為替予約等を通じて適切に対応しておりますが、当面は予断を許さない状況が続くものと認識しております。

このような状況下、2024年6月に実施した三井海洋開発株式会社の株式の一部売却等によって得た約700億円の資金は、事業戦略、財務戦略、及びステークホルダーへの利益還元の3点から、以下の用途に段階的に充てて実行しております。

- ① 物流システム事業の米国含めた世界市場展開に必要な投資、船用推進システム事業に関連する重要部品の技術開発や製造に必要な投資、及びサプライチェーンの強化に必要な投資
- ② A種優先株式の償還、有利子負債の大幅な圧縮による財務健全性の向上、並びにこれに伴う金融費用の大幅な低減
- ③ 一般株主への利益還元及び人材育成や住宅支援等の制度改革を軸とした人的資本への投資

①については、米国を含む海外向けクレーン・ビジネスの柔軟性向上と短納期対応の実現に向けクレーン輸送船の保有計画を進めております。②については、2024年7月にA種優先株式の全部取得及び消却を完了したほか、有利子負債の大幅な圧縮並びに借入金の短期から長期への一部転換を実施し、当社グループの流動比率は大幅に改善しました。③については、利益還元として2024年8月及び2025年2月に配当予想を上方修正し、人材育成の一環として博士人材向け支援制度を導入し、その他にも人事制度、教育制度の全面的見直し、当社並びに当社グループ内での人材流動化を図っております。今後も各種投資の継続的な実施、利益成長に伴う更なる財務基盤の強化や利益還元の段階的な拡大を可能とする好循環を生みだし、当社グループの進化と持続に向けた企業価値向上に繋げてまいります。

一方、為替や市況など当社グループをとりまく事業環境は大きく、かつ急激に変化を続けております。当社グループは、事業基盤の強化及び変化の激しい事業環境を踏まえ、3年後の姿を固定するのではなく常に更新し続け、成長し続ける姿を描くローリング式中期経営計画として「三井E&S Rolling Vision 2024」を2024年8月に策定しました。この計画のもとで、中核事業の船用推進システム事業・物流システム事業を「グリーン」と「デジタル」の切り口で発展させる戦略を継続しております。

船用推進システム事業では、アンモニア燃料について、当社を含む日本5社連合とMAN Energy Solutionsの6社間で、アンモニア燃料船の商用化に向けた共同開発を進めることに合意し、覚書を締結しました。また、当社の三井-MAN B&Wエンジン生産量は累計1億2千万馬力を2024年11月に達成し、2025年2月には世界初アンモニア焚き大型低速二元燃料エンジン及び燃料供給装置商用機の試験運転を開始しました。今後も世界初号機となるMAN B&Wアンモニア焚き機関及びアンモニア燃料供給装置等周辺システムを供給し、船用推進システムサプライヤーとして海上物流分野で脱炭素社会の実現に持続的に貢献してまいります。

物流システム事業では、当社と当社の子会社パセコ社（本社：米国 カリフォルニア）が、ブルックフィールド社（本社：カナダ トロント）と、米国カリフォルニアにおいて港湾クレーンの最終組立を行うための検討を進めております。米国での新政権発足に伴い、脱炭素化の流れは一時的に後退する可能性はあるものの、港湾物流事業の米国市場環境は大きく変化しないものと想定しており、引き続き米国の港湾インフラの安全確保と脱炭素化の社会課題解決に当社が貢献できることを期待しています。その第一段として、2024年2月に米国政府が発表した重要な商業用港湾に配備されている中国製のクレーンに対するサイバーリスク管理対策にかかる指令文書公示後、当社初の米国のカリフォルニア州ロングビーチ港向けに、将来のゼロエミッション化を見据えたニアゼロエミッション型タイヤ式門型クレーン（三井パセコトランスターナ）8基を2024年11月に受注しております。

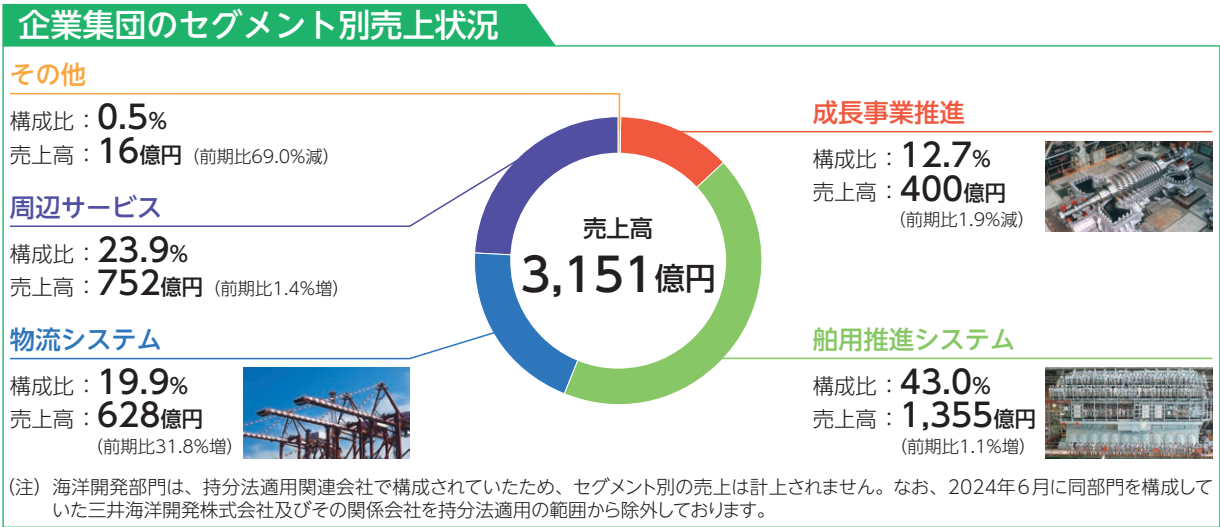
さらに、中核事業の周辺領域において新しい製品やサービスを推進する事業を成長事業と位置づけており、2024年10月に洋上水素ステーション用途の高圧大流量往復動圧縮機を1台受注しました。引き続き、脱炭素化を念頭に置いた新製品やサービスの開発に注力してまいります。その他、船体汚損管理サービス、港湾クレーンのドローンによる点検サービス及び港湾ターミナルの運営効率化など、デジタル技術高度化による保守メンテナンスサービスの分野でのビジネスを拡大させることにより人口縮小社会の課題解決に取り組み、更なる企業価値向上に取り組んでまいります。

連結業績ハイライト

売上高	3,151億円	営業利益	231億円
経常利益	278億円	親会社株主に帰属する 当期純利益	391億円

受注高は、前期と比べて847億円増加の4,217億円となりました。売上高は、物流システム事業において大型工事が順調に進捗したことにより、前期と比べて132億円増加の3,151億円となりました。営業利益は、物流システム事業の損益が改善したことなどにより、前期と比べて35億円増加の231億円となりました。経常利益は、持分法による投資利益の計上及び金融費用の大幅な減少などにより前期と比べて70億円増加の278億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、関係会社株式売却益の計上などにより、前期と比べて140億円増加の391億円となりました。

報告セグメントの状況は次のとおりです。



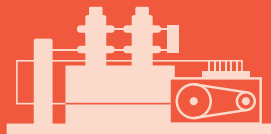
▶ **主要な事業内容**（2025年3月31日現在）

報告セグメントごとの主要製品及びサービス

区 分	主要製品・サービス
成長事業推進	産業機械（圧縮機、ガスタービン、送風機、プロセス機器）、水理実験設備、各種機器のアフターサービス
船用推進システム	船用エンジン、二元燃料エンジン用燃料供給装置・周辺機器、各種エンジン・機器のアフターサービス
物流システム	コンテナクレーン、産業用クレーン、コンテナターミナルマネジメントシステム、各種クレーンのアフターサービス
周辺サービス	ガス関連エンジニアリング、陸上発電プラント、システム開発・システム関連機器、鋼構造物、船舶ブロック、機械・電気設備メンテナンス
海洋開発	－
その他	エンジニアリング事業

（注）海洋開発部門を構成していた三井海洋開発株式会社の株式の一部を売却し、2024年6月に同社及びその関係会社を持分法適用の範囲から除外したため、同部門の主要製品・サービスは記載しておりません。

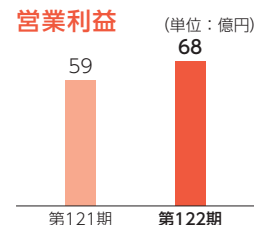
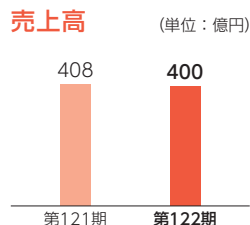
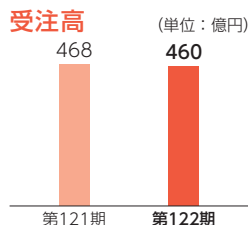
成長事業推進部門



2024年度の取り組み

- 水素サプライチェーン向け新型高圧大流量水素圧縮機の販売開始
- 国内初となる洋上水素ステーション向け高圧大流量水素圧縮機を受注
- メタノール製造用パイロット設備向けに内部凝縮型反応器を納入

受注高及び売上高は、産業機械製品や建設機械用エンジンの減少などにより、それぞれ、前期と比べて9億円減少の460億円、8億円減少の400億円となったものの、営業利益は、産業機械製品の採算が改善したことなどにより、前期と比べて9億円増加の68億円となりました。

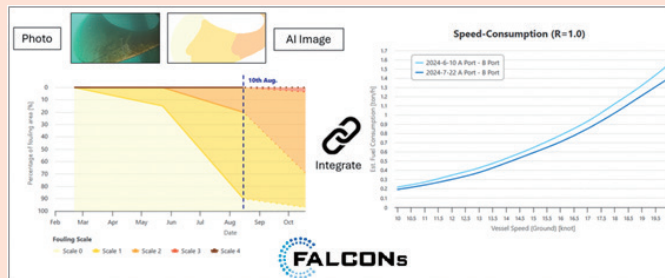


【TOPICS】 デジタル保守・メンテナンスサービス「FALCONS」開始

当社は、船体汚損AI評価と推進性能解析による洗浄最適化・効果定量化サービス「FALCONS」を開始しました。

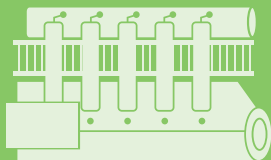
船体やプロペラに付着する水生生物による汚染は、船舶の推進性能を低下させ燃費の悪化等を招きます。従来、船体の洗浄判断は船舶管理会社や船長の勘と経験に基づいて決定していましたが、「FALCONS」では、AI評価・推進性能データ解析を用いて定量把握・予測・最適化することで、洗浄による燃料削減・CO₂削減効果を最大化することが期待できます。

生産年齢人口の減少が本格化し、船舶・港湾等における保守・メンテナンスの担い手不足・技術伝承が課題となる中、当社の保守・メンテナンス実績と、AIを始めとするデジタル開発の強みを活かし、各種デジタル保守・メンテナンスサービスを提供することで、人口縮小社会の課題解決に貢献してまいります。



AIによるプロペラ汚損評価と洗浄効果分析

船用推進システム部門

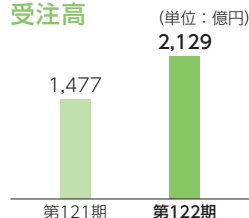


2024年度の取り組み

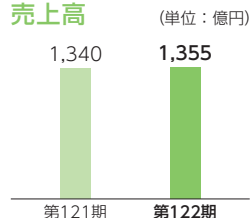
- 大型船用エンジン 131基（276万馬力）を生産
- 三井-MAN B&Wエンジン 累計生産1億2,000万馬力を達成
- 二元燃料エンジンの受注増に対応して安定的な供給体制を構築
- 大型低速2サイクルエンジン商用機として世界初のアンモニア燃料試験運転を開始

受注高は、大型エンジンや二元燃料エンジンの案件が増加したことなどにより、前期と比べて653億円増加の2,129億円となりました。売上高は、前期並みの1,355億円（前期：1,340億円）となり、営業利益は、アフターサービス事業が好調に推移したことなどにより、前期と比べて10億円増加の75億円となりました。

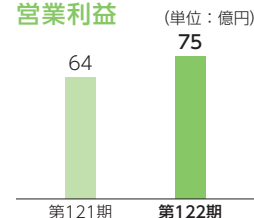
受注高



売上高



営業利益



【TOPICS】 世界初アンモニア焚き大型低速二元燃料エンジン及び燃料供給装置商用機の試験運転開始

当社は、2025年2月、玉野工場でアンモニア焚き大型低速エンジンの試験運転を開始しました。

この試験運転は、MAN Energy Solutionsの単気筒試験運転の成果を基にしたもので、大型低速2サイクルエンジン商用機としては世界初となります。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の支援の下、アンモニア燃料供給装置等の周辺機器の開発も進めており、今回の試験運転において安全性や性能の実証も併せて行っています。

アンモニアはCO₂排出量をゼロにできる燃料として注目されており、国際海運のGHG削減に大きく寄与します。当社は、船用推進システムのリーディングカンパニーとして、アンモニア焚き二元燃料エンジンとその周辺機器を含めたシステムの提供を通じて、海上物流分野における持続的なカーボンニュートラル社会の実現に貢献してまいります。



世界初号機となるアンモニア焚き大型低速エンジン

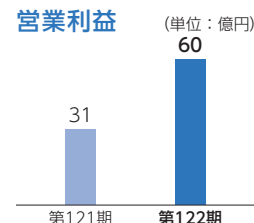
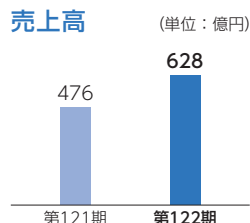
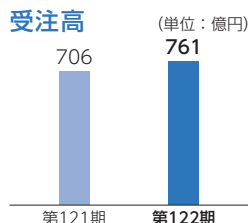
物流システム部門



2024年度の取り組み

- 米国の港湾インフラの安全確保に貢献すべく、米国での最終組立及び米国製調達品の採用を検討
- ベトナム向け最大規模の港湾荷役クレーンを受注（43基）
- 三井パセコポーテナー及びトランスターナの受注 前年度に続き過去最高を更新

受注高は、国内を始めアジア諸国や米国など海外でも大型案件の受注が続き、過去最高の受注高を記録した前期と比べて55億円増加の761億円となりました。売上高は、大型工事の順調な進捗などにより、前期と比べて151億円増加の628億円となり、営業利益は、売上高の増加や大型工事の採算改善などにより、前期と比べて29億円増加の60億円となりました。この結果、受注高、売上高及び営業利益いずれも過去最高を記録しました。



【TOPICS】 日本国内初の水素燃料電池駆動トランスターナの荷役作業を開始

当社は、2024年10月、大井コンテナふ頭（東京都品川区）において稼働中のニアゼロエミッション（以下、「NZE」）型トランスターナ（以下、「TT」）を改造し、水素燃料電池（以下、「FC」※1）を搭載したゼロエミッション型TTとして納入しました。

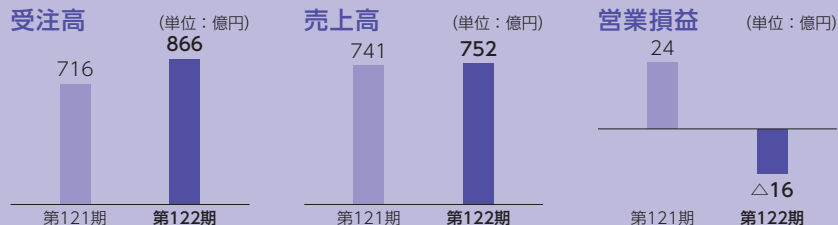
CO₂排出量を抑えたNZE型TTのディーゼル発電機からFC発電装置へ換装することで、駆動時のCO₂排出をゼロにすることが可能になります。大井ふ頭での実荷役作業を行い、換装前と同等の荷役能力を得られるかを検証しています。今後、本実荷役検証の結果を基に実用化を推進し、港湾の脱炭素化に貢献してまいります。

※1 燃料電池（FC：Fuel Cell）：水素と酸素を化学反応させて発電する装置



大井ふ頭で実荷役作業を行うトランスターナ

周辺サービス部門

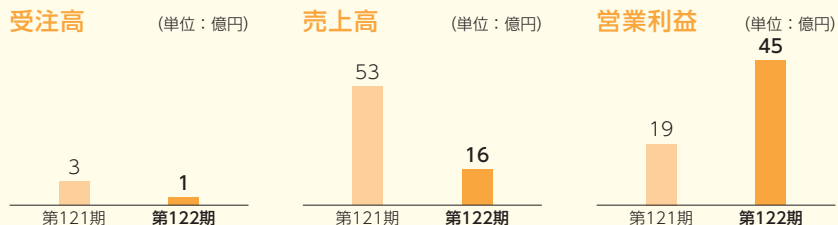


受注高は、予定していた案件を順調に獲得した結果、前期と比べて149億円増加の866億円となりました。売上高は、前期並みの752億円（前期：741億円）となり、営業損益は、海外子会社における長期契約工事の将来コスト増加分を反映した影響などにより、前期の24億円の利益から16億円の損失となりました。

海洋開発部門

当社の持分法適用関連会社であった三井海洋開発株式会社及びその関係会社において、FPSOの建造工事の順調な進捗による収益計上などにより、持分法による投資利益は、38億円となりました。前期と比べて26億円減少したのは、2024年6月に三井海洋開発株式会社の株式の一部を売却し、持分法適用の範囲から除外したことに伴い、同社グループに係る持分法による投資損益の認識が2024年1月から3月までの3ヵ月分となったことによります。

その他部門



受注高及び売上高は、海外土木建設工事が終了したことなどにより、それぞれ、前期と比べて2億円減少の1億円、36億円減少の16億円となりました。営業利益は、海外土木建設工事における関係各社との費用精算の交渉を進めたことなどにより、前期と比べて26億円増加の45億円となりました。

▶ 企業集団のセグメント別情報

(単位 百万円)

区 分	受注高	売上高	受注残高
成 長 事 業 推 進	45,953	40,017	40,124
舶 用 推 進 シ ス テ ム	212,932	135,506	161,819
物 流 シ ス テ ム	76,112	62,767	95,884
周 辺 サ ー ビ ス	86,562	75,193	188,789
海 洋 開 発	－	－	－
そ の 他	137	1,626	104
計	421,699	315,112	486,722

(注) 海洋開発部門は、持分法適用関連会社で構成されていたため受注高・売上高・受注残高は記載しておりません。なお、2024年6月に同部門を構成していた三井海洋開発株式会社及びその関係会社を持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資額は96億円であり、その主な内容は、船用エンジン製造設備増強（試運転用水制動機増設、メタノール燃料供給設備新設）、コンテナクレーン製造設備増強などであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、関連会社株式の一部売却等によって得た資金により、短期借入金の約定弁済並びにA種優先株式の全部取得及び消却を実施いたしました。また、短期借入金の借換えを目的として金融機関から長期借入金439億円の調達を行い、短期借入金及び長期借入金の約定弁済、運転資金等に充当しております。

この結果、短期借入金の当期末残高は前期末と比べて1,019億円減少の479億円、1年内返済予定を含む長期借入金の当期末残高は前期末と比べて378億円増加の500億円となりました。

(4) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	13,358百万円
三井住友信託銀行株式会社	10,711
株式会社日本政策投資銀行	9,025

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第119期 (2021年度)	第120期 (2022年度)	第121期 (2023年度)	第122期 (2024年度)
受 注 高 (百万円)	511,089	322,351	336,987	421,699
売 上 高 (百万円)	579,363	262,301	301,875	315,112
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	△10,029	9,376	19,630	23,130
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△25,742	12,532	20,711	27,756
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△21,825	15,554	25,051	39,074
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△269.94	177.47	255.73	385.39
総 資 産 (百万円)	409,150	439,959	467,140	449,212
純 資 産 (百万円)	62,949	110,686	146,510	174,154
1株当たり純資産 (円)	706.06	1,107.02	1,311.64	1,682.97

(注) 三井海洋開発株式会社の株式の一部売却に伴い、同社及び同社の連結子会社を第119期の第3四半期までは連結子会社として、第119期の第4四半期から第122期の第1四半期までは持分法適用関連会社として取り扱っております。また、第122期の第2四半期以降は持分法適用の範囲から除外しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、2022年度から前倒しスタートした2023年度中期経営計画で掲げた2025年度の経営数値目標を2023年度に前倒しで達成しました。さらに、2024年度は中核事業の工事の順調な進捗、営業外損益の改善などから通期の業績予想を上回る結果となりました。

一方で、当社グループは、事業基盤の強化及び変化の激しい事業環境を踏まえ、3年後の姿を固定するのではなく常に更新し続け、成長し続ける姿を描くローリング式中期経営計画として「三井E&S Rolling Vision 2024」（以下、「RV2024」）を2024年8月に策定しました。また、策定した財務戦略、人材戦略、事業戦略を着実に実行するとともに、その結果を反映したRolling Vision 2025を新たに策定しております。これを継続し、持続的な成長と企業価値の向上を実現してまいります。

(財務戦略)

2024年7月にA種優先株式の全部取得及び消却を完了したほか、有利子負債の大幅な圧縮並びに借入金の短期から長期への一部転換を実施し、当社グループの流動比率は大幅に改善しました。RV2024では「株主資本コスト、負債コストを意識した経営」を掲げています。投下資本利益率（ROIC）が加重平均資本コスト（WACC）を上回る姿を目指しております。

ROICを高めていくため、着実な投資を行うなど資本を有効に活用し十分な利益をあげてまいります。

(人材戦略)

2024年6月26日開催の第121回定時株主総会にて新たに2名の女性取締役を選任し、取締役の女性比率は25%となりました。人材多様性の推進、人材流動化への対応、人的資本と環境整備への投資に取り組み、環境変化に柔軟に対応しながら持続的な成長を実現してまいります。

(事業戦略)

当社グループでは、マテリアリティとして「脱炭素社会の実現」、「人口縮小社会の課題解決」の2つの柱を掲げ、中核事業の船用推進システム事業・物流システム事業を「グリーン」と「デジタル」の切り口で発展させる戦略を継続しております。具体的な施策は次のとおりです。

① 中核事業の更なる成長

中核事業を「船用推進システム」、「物流システム」と明確にし、中核事業を軸に収益力強化を進めてまいります。

船用推進システム分野では、アンモニア焚きエンジン開発、LNG・メタノール焚きエンジンの生産設備増強により、海上物流分野の脱炭素化の需要増加に確実に対応、物流システム分野では、米国、日本での水素駆動クレーンの商業運転などの実証ステージを経て脱炭素関連製品の市場投入を進めていきます。

② 新規事業の展開

中核事業の周辺領域において新しい製品やサービスを推進する事業を成長事業と位置づけており、脱炭素を念頭に置いた新製品やサービスの開発に注力しています。2025年3月には「航海中の燃料消費量削減・CO₂排出量削減」及び「生態系移動リスクの低減」に貢献する当社が開発した船体汚損コントロール手法「FALCONS」を用いた初の入港船がニュージーランド当局（MPI）から基準適合評価を取得することができました。今後も更なる事業拡大及び企業価値向上に取り組んでまいります。

産業機械分野の経験を活かし、水素供給関連施設やSAF（Sustainable Aviation Fuel：持続可能な航空燃料）製造向けなど、エネルギー転換、化石燃料依存からの脱却に向けた市場へ製品供給を目指していきます。

また、港湾クレーンのドローンによる点検サービスや港湾ターミナルの運営効率化などのデジタル技術高度化による保守メンテナンスサービスを通じて、人口縮小社会の課題解決に貢献していきます。

（サステナビリティ課題の取り組み）

気候変動や人口縮小社会の到来は、当社グループの事業運営における重要な経営課題であると同時に事業機会と捉え、その対応として、戦略マテリアリティを、「脱炭素社会の実現」と「人口縮小社会の課題解決」と設定しました。当社グループは船用エンジン、港湾クレーンの国内シェアトップのリーディングカンパニーの責務として、この戦略マテリアリティに向け、環境対応、遠隔・自動化の開発等、中長期の目標を掲げ、取り組みを推進してまいります。

(7) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社加地テック	1,440 百 万 円	51.3%	ガス圧縮機、空気圧縮機、関連周辺機器 などの製造販売
株式会社三井E&S DU	100 百 万 円	100.0%	船用エンジンの設計、製造、 販売、修理等
PACECO CORP.	17 百万USD	100.0%	コンテナクレーン、関連機器及びシステム の開発、販売、アフターサービス等
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	170 百万DKK	100.0% (100.0%)	陸上用発電プラントの運転及び保守点検
三井E&Sシステム技研株式会社	720 百 万 円	100.0%	システムの開発、販売

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含む計45社であり、持分法適用関連会社は15社であります。
2. DKK…デンマーククローネ
3. 議決権比率は小数第2位以下を切捨てて表示しております。()内は内数で、間接所有割合を示しております。

(8) 主要拠点等 (2025年3月31日現在)

1 当社

会社名	住 所
株式会社三井E&S	(本社) 東京都中央区
	(工場) 玉野工場 (岡山県玉野市) 大分工場 (大分県大分市)

2 子会社

会社名	住 所
株式会社加地テック	(本社) 大阪府堺市
株式会社三井E&S DU	(本社) 兵庫県相生市
PACECO CORP.	(本社) 米国
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	(本社) デンマーク
三井E&Sシステム技研株式会社	(本社) 千葉県千葉市

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

区 分	従業員数	前事業年度末比増減
成長事業推進	729名	△66名
船用推進システム	1,657	+90
物流システム	662	+48
周辺サービス	2,613	△94
海洋開発	－	－
その他	305	+36
合 計	5,966	+14

(注) 1. 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 海洋開発部門は、持分法適用関連会社で構成されていたため従業員数は記載しておりません。なお、2024年6月に同部門を構成していた三井海洋開発株式会社及びその関係会社を持分法適用の範囲から除外しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,250名	145名増加	39.9歳	15.9年

(注) 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(10) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

- イ. 当社は、2024年5月22日付及び2024年6月21日付で、当社の保有する三井海洋開発株式会社の株式の一部（発行済株式総数の36.86％）を売却しました。
- ロ. 当社は、2024年5月28日付で、当社が保有していたSOFEC, INC.の全株式（発行済株式総数（自己株式を除く）の20.00％）を同社に譲渡しました。
- ハ. 当社は、2025年4月29日付で、当社の保有する三井E&S造船株式会社の全株式（発行済株式総数の34.00％）を常石造船株式会社に譲渡することについて、同社と合意しました。当該株式譲渡の実行日は2025年6月30日を予定しております。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 ————— 150,000,000株
普通株式 150,000,000株
A種優先株式 18,000,000株

② 発行済株式の総数 ——— 普通株式 103,098,717株
A種優先株式 — 株
(資本金の額 8,846,402,904円)

③ 株 主 数 ————— 普通株式 70,321名
A種優先株式 — 名

④ 大 株 主 (上位10名)

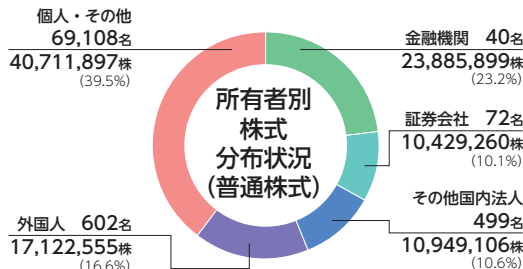
普通株式

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,752 千株	11.64 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,480	4.44
今治造船株式会社	3,864	3.83
株式会社 S B I 証券	2,808	2.78
三井物産株式会社	2,550	2.52
野村證券株式会社	2,201	2.18
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,960	1.94
大樹生命保険株式会社	1,600	1.58
株式会社三井住友銀行	1,364	1.35
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,197	1.18

(注) 1. 当社は、2,210,718株の自己株式を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に当社が所有していない株式400株を含んでおります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年7月10日付でA種優先株式の全部を取得及び消却しました。



3 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	担 当	氏 名	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	(CEO、CCO、全般統括、監査室、 調達部及び成長事業推進事業部担当)	高 橋 岳 之	－
代 表 取 締 役 副 社 長	(CFO、CIO、社長補佐、コーポレート部門担当)	松 村 竹 実	－
取 締 役	(社長補佐、船用推進システム事業部 及び物流システム事業部担当)	田 中 一 郎	－
取 締 役		ウォン ライヨン	First Penguin Sdn. Bhd. Founder, Principal Trainer and Consultant 日東電工株式会社社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)		塩 見 裕 一	－
取 締 役 (監査等委員)		田 中 浩 一	株式会社ホンダトレーディング 社 外 監 査 役
取 締 役 (監査等委員)		川 崎 弘 一	－
取 締 役 (監査等委員)		三 輪 美 恵	株式会社JTB常務執行役員

- (注) 1. CEO：最高経営責任者（Chief Executive Officer）
2. CCO：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）
3. CFO：財務統括責任者（Chief Financial Officer）
4. CIO：情報統括責任者（Chief Information Officer）
5. コーポレート部門：経営企画部、経理部、財務部、人事総務部及び法務室
6. 取締役ウォン ライヨン氏並びに取締役（監査等委員）田中浩一氏、川崎弘一氏及び三輪美恵氏は、社外取締役であります。
7. 当社は、取締役ウォン ライヨン氏並びに取締役（監査等委員）田中浩一氏、川崎弘一氏及び三輪美恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 取締役（常勤監査等委員）塩見裕一氏は、当社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 取締役（監査等委員）田中浩一氏は、三井物産株式会社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、社内事情に精通した者による情報収集及び内部監査部門等との十分な連携が必要なことから、塩見裕一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
11. 取締役ウォン ライヨン氏並びに取締役（監査等委員）田中浩一氏、川崎弘一氏及び三輪美恵氏は、各々当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
12. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

<ご参考>

- ・第122回定時株主総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の担当
(2025年6月26日予定)

地 位	担 当	氏 名
代 表 取 締 役 社 長	(CEO、CCO、全般統括、監査室、調達部及び成長事業推進事業部担当)	高 橋 岳 之
代 表 取 締 役 副 社 長	(CFO、CIO、社長補佐、コーポレート部門担当)	松 村 竹 実
取 締 役	(社長補佐、船用推進システム事業部及び物流システム事業部担当)	田 中 一 郎
執 行 役 員	(CISO、経営企画部長)	村 田 教 行
執 行 役 員	(財務部長)	渡 邊 耕 一
執 行 役 員	(経理部長)	林 和 雄
執 行 役 員	(人事総務部長)	川 崎 雅 晴
執 行 役 員	(法務室長)	千 本 りつ子
執 行 役 員	(成長事業推進事業部長)	藤 原 雅 貴
執 行 役 員	(物流システム事業部長)	赤 枝 昭 彦
執 行 役 員	(物流システム事業部大分工場長 兼 大分事業所長)	大 塚 圭 二
執 行 役 員	(船用推進システム事業部長)	咲 本 裕 介
執 行 役 員	(船用推進システム事業部玉野工場長 兼 玉野事業所長)	飯 塚 岳 史
執 行 役 員	(調達部長)	山 下 輝 之

(注) CISO：情報セキュリティ統括責任者（Chief Information Security Officer）

② 取締役の報酬等に関する事項

イ. 当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、その後任意の報酬委員会を設置したこと及び監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、順次取締役会決議により決定方針の内容を一部改定しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本項目において「対象取締役」という。）の報酬

(1) 基本方針

対象取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の対象取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、対象取締役の報酬は、固定報酬としての月例報酬及び業績連動報酬（株価連動報酬・利益連動報酬）により構成する。

(2) 月例報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

対象取締役の月例報酬は、固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定された基準月俸を毎月支給する。

(3) 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、以下の2種類とする。

① 株価連動報酬

株価を反映した現金報酬とし、基準月俸2ヶ月分の報酬基礎額を在任期間中毎年積み立てる。退任後1年を経過した年に支給を開始し、年1回一定の時期に在任期間と同期間支給する。支給額は、新任の対象取締役として就任した年を支給開始年に対応する在任開始年とし、支給年ごとにそれぞれ順に対応する在任年6月最終営業日の株価により支給年6月最終営業日の株価を除いた値を、対応する在任年の報酬基礎額に乗じた額とする。

② 利益連動報酬

業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結投下資本利益率（ROIC）に応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給する。算出根拠となる連結ROICの値は、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会に報告する。

- (4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

対象取締役の月例報酬、株価連動報酬、利益連動報酬の割合については、役位によらず一定の構成とする。月例報酬と株価連動報酬の報酬基礎額の合計に対し、利益連動報酬は、その0%から50%の間で変動する。代表取締役社長は報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

2. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

その職責に鑑み、業績連動を伴わない固定報酬としての月例報酬のみとする。

3. 代表取締役社長への委任

個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月例報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会の答申を経るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならない。

4. 上記の他報酬等の決定に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定にあたっては、任意の報酬委員会を設置している。同委員会は、独立社外取締役3名及び代表取締役社長の計4名で構成され、独立社外取締役を委員長としている。

□. 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数
		固定報酬	利益連動報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	165 (10)	115 (10)	49 (－)	5名 (2名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	51 (27)	51 (27)	－ (－)	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	216 (37)	167 (37)	49 (－)	9名 (5名)

- (注) 1. 上記には、2024年6月26日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。以下、本（注）内において「取締役」という。）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第120回定時株主総会において、年額320百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第121回定時株主総会において、年額63百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）です。
4. 在任中の取締役に対する株価連動報酬については、本事業報告作成時点において支給額が判明しないため、上記の報酬等の額に含めておりません。
- なお、株価連動報酬の対象として社外取締役は含まれておりません。
5. 取締役会は、代表取締役社長CEO高橋岳之に対し各取締役の月例報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の状況等を勘案しつつ各取締役の業績について評価を行うには代表取締役社長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性について確認しております。
6. 上記のほか、退任された取締役2名に対して、在任時の株価連動報酬額16百万円を支給しております。

ハ. 利益連動報酬に関する事項

利益連動報酬にかかる業績指標は、当社の経営戦略に即した基準である連結投下資本利益率（ROIC）とし、経営効率を高め、また報酬と業績の連動性を高めることを目的としております。ROICの計算方法は、当事業年度まで（営業利益＋受取利息＋配当）÷（前当期末平均自己資本＋前当期末平均有利子負債）としておりましたが、当社の経営実態を適切に反映できるよう、翌事業年度から（営業利益－法人税等合計）÷（前当期末平均株主資本＋前当期末平均有利子負債）に変更いたします。なお、当事業年度の連結ROICの実績は8.3％であり、前項「ロ. 取締役の報酬等の額」の利益連動報酬に係る前事業年度の連結ROICの実績は7.4％でありました。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社 外 取 締 役	ウォン ライヨン	First Penguin Sdn. Bhd. Founder, Principal Trainer and Consultant	特別な関係はありません
		日東電工株式会社社外取締役	
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	田 中 浩 一	株式会社ホンダトレーディング社外監査役	
	三 輪 美 恵	株式会社JTB常務執行役員	

ロ. 当事業年度における主な活動状況
(イ) 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

氏 名	取締役会 出席状況	取締役会における発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
ウォン ライヨン	13回中13回 (100%)	出席した取締役会においては、アジア各地でのサステナビリティ、人材育成に関する活動経験及び国内大手化学会社の社外取締役としての経験に基づく、人材育成及び経営全般に関する豊富な見識や専門知識を活かし、適宜質問し、意見を述べるなど、当社グループの経営全般についての助言並びに独立した立場からの経営の監視・監督の役割を果たしております。

(注) 取締役ウォン ライヨン氏は、2024年6月26日開催の第121回定時株主総会において選任されており、上記は当該総会後に開催された取締役会（13回開催）について記載しております。

(ロ) 監査等委員である社外取締役

氏 名	出席状況		取締役会及び監査等委員会における発言状況 並びに期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会	監査等委員会	
田 中 浩 一	18回中17回 (94%)	14回中14回 (100%)	出席した取締役会及び監査等委員会においては、主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べ、独立した立場から経営を監視・監督するとともに、客観的な見地にに基づき適切な監査を行っております。また、任意の報酬委員会委員長及び指名委員会委員を務め、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定及び取締役の指名のプロセスに対する監視・監督を行っております。
川 崎 弘 一	18回中18回 (100%)	14回中14回 (100%)	出席した取締役会及び監査等委員会においては、大手化学会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べ、独立した立場から経営を監視・監督するとともに、客観的な見地にに基づき適切な監査を行っております。また、任意の報酬委員会委員及び指名委員会委員長を務め、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定及び取締役の指名のプロセスに対する監視・監督を行っております。
三 輪 美 恵	13回中13回 (100%)	10回中10回 (100%)	出席した取締役会及び監査等委員会においては、大手鉄道会社において事業開発等の業務に携わった経験及び大手旅行会社の執行役員としての経験に基づく、マーケティング、サステナビリティ及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べ、独立した立場から経営を監視・監督するとともに、客観的な見地にに基づき適切な監査を行っております。また、任意の報酬委員会委員及び指名委員会委員を務め、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定及び取締役の指名のプロセスに対する監視・監督を行っております。

(注) 取締役（監査等委員）三輪美恵氏は、2024年6月26日開催の第121回定時株主総会において選任されており、上記は当該総会後に開催された取締役会（13回開催）及び監査等委員会（10回開催）について記載しております。

4 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	103百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	120百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 上記のほか、当社において、前事業年度の監査に係る追加報酬9百万円を支払っております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項及び第3項の同意をした理由は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、これらが適切であると判断したことであります。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、それ以降、内部統制システムのさらなる充実を図るため、適宜基本方針の見直しを行っております。当事業年度に係る基本方針は、2024年4月26日開催の取締役会において以下のとおり見直し、決議しました。

なお、2025年4月24日開催の取締役会において決議された新しい「内部統制システム構築の基本方針」は、当社ウェブサイト (<https://www.mes.co.jp/>) に掲載しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化し、当社及び子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制をより強固にする。
- 2) 取締役会の監督機能を強化するため、東京証券取引所等が定める独立性の要件及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たす社外取締役を選任する。
- 3) 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
- 4) 監査等委員会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録（電磁的記録を含む）を作成し、これを適切に保存、管理する。
- 2) 取締役は、各経営会議体の事務局を通じてこれらをいつでも閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクの顕在化を未然に防止するために経営企画部担当役員を委員長とする「ESG統制委員会」（現：内部統制委員会）を設置し、同委員会にて経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを実践する。
- 2) 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役または対象事案の担当取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」において迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限に止める。

- 3) 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、社内規程に基づき、関係部署によるリスクチェックを行う。当社決裁基準に応じて、当社事業部や主要な子会社においては各事業部や個社で自主リスクチェックを行う。
- 4) 業務執行部門のリスク管理状況については、独立性及び客観性を持つ内部監査部門の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 定例取締役会並びに必要なに応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。
- 2) 取締役会で決定された業務分担により、取締役は責任と権限をもって担当部門において効率的に職務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回以上、取締役会にて報告を行う。
- 3) 取締役会は、目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために当社グループの目標値を年度予算として策定させる。年度予算の進捗状況は取締役会構成メンバーにて確認、管理する。
- 4) 取締役会の重要な意思決定・監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス体制については、社内規程に基づき、当社取締役の中より選任されたチーフコンプライアンスオフィサーを委員長とする「グループコンプライアンス委員会」を設置し、独占禁止法の遵守を含め監視、啓発活動を推進する。
- 2) 企業行動規準（現：コンプライアンス・ポリシー）の遵守については、当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
- 3) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社監査法務部長（現：法務室長）及び社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設ける。また、公益通報者保護法に準拠した社内規程に基づき、その実効性を確保する。
- 4) コンプライアンス体制については、内部監査部門の内部監査により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- 5) 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の開示については、会社情報の情報開示に関する社内規程に基づき適時・適正な開示を行う。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 企業集団における「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規準」を定め、これを基礎として各社において必要な体制を整える。
- 2) 経営管理については、子会社各社へ取締役あるいは監査役等を派遣し監督を行うことに加え、社内規程に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行う。
- 3) 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、内部監査部門の独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- 4) コンプライアンスについては、当社社内規程を子会社の役職員にも適用し、各子会社の内部統制を所管する取締役又は執行役員が当社の「グループコンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じたコンプライアンス体制を整備する。
- 5) 子会社の役職員も「ヘルプライン」の利用対象に含める。
- 6) 子会社に関する当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクは、「トータルリスクマネジメント」に包含し、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図る。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- 1) 監査等委員会の職務を補助する組織として業務執行部門から独立した「監査等委員会室」を設置し、常勤の使用人を置く。
- 2) 監査等委員会室に所属する使用人は監査等委員会の指示により監査等委員の職務の執行を補助する。

⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会室に所属する常勤の使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・監督を受けない。
- 2) 監査等委員会室に所属する常勤の使用人の人事異動や人事考課等に関しては、監査等委員会と事前に協議し決定する。

⑨ 監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
①経営会議体規程に基づき常勤監査等委員は経営会議等に出席し、事務局は監査等委員に議事録を提出する。

- ②取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。
 - ③取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査等委員会と協議のうえ定め、適時・適切に監査等委員会に報告する。
 - ④監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- 2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- ①子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。
 - ②子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査等委員会と協議のうえ定め、適時・適切に監査等委員会に報告する。
 - ③監査等委員会は必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 公益通報者保護法に準拠した社内規程に基づき、その実効性を図る。

11 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 監査等委員会が要求した場合は、監査等委員の職務執行に支障の無い様、適切かつ迅速に費用又は債務の処理を行う。

12 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査等委員と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。
- 2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づく体制の整備、運用を行い内部統制システムのさらなる充実を図るよう努めております。2024年度の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

① リスク管理体制

- 1) 当社では、リスク顕在化防止のため、内部統制委員会を設置しております。同委員会にて定期的にリスクシナリオ（経営諸活動全般に係るリスクとして当社で網羅的に把握したもの）の評価を行い、その結果に基づき当社経営陣から業務執行ラインを通じて対応を指示いたしました。事例としては、①ドル円、ユーロ円の為替相場動向と経済指標イベントによる今後の為替予想の想定、全社のヘッジ状況の把握などを通して、タイムリーな為替リスクヘッジの実現。②子会社の損益、キャッシュフローをモニタリングし、業績悪化兆候の早期発見、資金繰りの透明性向上。③将来導入が予想されるサステナビリティ情報開示制度への対応で遅れを取らないよう開示基準を精査。主張すべき点はパブリックコメントで主張する一方で、GHG排出量算定に関して第三者機関による検証意見書を取得。
- 2) 当社経営に対する影響が大きい事業運営上のリスクについて、社内規程に基づき当社関係部署によるリスクチェックを行いました。当社決裁基準にに応じて、当社事業部や主要な子会社においては、各事業部や個社で自主リスクチェックを行いました。
- 3) 業務執行部門のリスク管理状況について、独立性及び客観性を持つ内部監査部門が社内規程に基づき上記①.2)の当社のリスクチェック実施状況を確認し、また、年間の監査計画に基づき内部監査を実施し、問題点の洗い出し、是正の提言を行いました。

② コンプライアンス体制

- 1) 当社では、コンプライアンス施策の周知徹底と監督のため、グループコンプライアンス委員会を設置しています。同委員会にて、当社及び子会社のコンプライアンス強化のため、グループ横断的な情報交換及び注意事項の周知を行いました。また、独占禁止法の遵守について、同委員会にて継続的に監視を徹底しております。
- 2) 「企業行動規準」（現：コンプライアンス・ポリシー）の遵守について、当社グループ新入社員に対するコンプライアンス研修を実施し、その他、当社及び子会社の従業員に対し、e-ラーニング等によるコンプライアンス研修を実施するなど、継続的に当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を実施しました。
- 3) 当社では法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社及び子会社並びにその取引先的全役職員などから相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設けており、公益通報者保護法に準拠した社内規程に基づき、通報があった場合は適切に対応しております。

③ グループ管理体制

- 1) 子会社各社へ取締役あるいは監査役等を派遣し監督を行うことに加え、子会社所管部署と子会社間で定期的（月次）に連絡会を開催することにより監督の強化を図っています。

④ その他の内部統制システム

- 1) 「内部統制システム構築の基本方針」に係る関連法令への対応、財務報告に係る内部統制報告制度への対応などについては、経営企画部内に設置している内部統制室が、経営会議体及びCEOをはじめとする当社役員に適宜報告を行いました。

連結計算書類

▶ 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	449,212
流動資産	239,646
現金及び預金	35,353
受取手形、売掛金及び契約資産	102,955
電子記録債権	4,987
商品及び製品	10,625
仕掛品	52,473
原材料及び貯蔵品	6,829
その他	27,427
貸倒引当金	△1,006
固定資産	209,566
有形固定資産	116,149
建物及び構築物	23,143
機械装置及び運搬具	14,861
土地	65,728
リース資産	6,439
建設仮勘定	3,344
その他	2,631
無形固定資産	14,138
のれん	6,477
その他	7,661
投資その他の資産	79,278
投資有価証券	29,674
長期貸付金	1,703
退職給付に係る資産	21,957
繰延税金資産	13,037
その他	13,031
貸倒引当金	△126
資産合計	449,212

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	275,058
流動負債	200,792
支払手形及び買掛金	45,610
電子記録債務	13,526
短期借入金	47,854
1年内返済予定の長期借入金	6,166
リース債務	2,050
未払法人税等	5,120
契約負債	44,187
賞与引当金	6,171
保証工事引当金	2,651
受注工事損失引当金	4,837
解体撤去引当金	1,142
資産除去債務	106
その他	21,366
固定負債	74,265
長期借入金	43,829
リース債務	5,343
繰延税金負債	182
退職給付に係る負債	4,565
事業構造改革引当金	1,110
契約損失引当金	3,845
資産除去債務	1,481
再評価に係る繰延税金負債	11,746
その他	2,160
〔純資産の部〕	174,154
株主資本	111,543
資本金	8,846
資本剰余金	2,792
利益剰余金	104,494
自己株式	△4,590
その他の包括利益累計額	58,249
その他有価証券評価差額金	6,890
繰延ヘッジ損益	2,723
土地再評価差額金	25,438
為替換算調整勘定	9,085
退職給付に係る調整累計額	14,111
新株予約権	58
非支配株主持分	4,303
負債及び純資産合計	449,212

▶ 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		315,112
売上原価		263,541
売上総利益		51,571
販売費及び一般管理費		28,440
営業利益		23,130
営業外収益		
受取利息	389	
受取配当金	275	
持分法による投資利益	7,909	
その他	1,270	9,845
営業外費用		
支払利息	2,559	
支払手数料	593	
為替差損	942	
その他	1,124	5,219
経常利益		27,756
特別利益		
固定資産処分益	370	
関係会社株式売却益	24,417	24,788
特別損失		
固定資産処分損	556	
減損損失	1,523	
持分変動損失	1,124	
事業整理損	1,983	
解体撤去引当金繰入額	456	
事業構造改革引当金繰入額	678	
契約損失引当金繰入額	3,845	
事故による和解金	2,659	12,827
税金等調整前当期純利益		39,716
法人税、住民税及び事業税	9,533	
法人税等調整額	△8,976	556
当期純利益		39,160
非支配株主に帰属する当期純利益		85
親会社株主に帰属する当期純利益		39,074

計算書類

▶ 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	468,173
流動資産	288,164
現金及び預金	16,513
受取手形	7
売掛金	41,809
契約資産	18,834
電子記録債権	1,133
製品	6,047
仕掛品	41,306
原材料及び貯蔵品	2,747
前渡金	2,336
前払費用	1,872
短期貸付金	150,191
その他	5,855
貸倒引当金	△493
固定資産	180,008
有形固定資産	103,112
建物	10,117
構築物	7,601
ドック船台	187
機械及び装置	12,216
船舶	0
車両運搬具	26
工具器具備品	1,788
土地	62,330
リース資産	5,625
建設仮勘定	3,218
無形固定資産	1,202
特許権	11
ソフトウエア	1,136
その他	54
投資その他の資産	75,693
投資有価証券	14,695
関係会社株式	39,474
出資金	5
関係会社出資金	4,790
破産更生債権等	266
長期前払費用	4
繰延税金資産	11,745
前払年金費用	2,908
その他	2,009
貸倒引当金	△206
資産合計	468,173

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	344,111
流動負債	167,237
支払手形	247
買掛金	32,939
電子記録債務	11,238
短期借入金	47,150
1年内返済予定の長期借入金	5,629
リース債務	1,533
未払金	6,231
未払費用	3,571
未払法人税等	3,775
契約負債	33,326
預り金	13,712
賞与引当金	3,561
保証工事引当金	1,634
受注工事損失引当金	1,542
解体撤去引当金	1,142
固定負債	176,873
長期借入金	41,705
リース債務	4,482
関係会社事業損失引当金	111,799
特別環境保全費用引当金	284
事業構造改革引当金	1,110
契約損失引当金	3,845
再評価に係る繰延税金負債	11,746
資産除去債務	1,468
その他	431
〔純資産の部〕	124,061
株主資本	91,288
資本金	8,846
資本剰余金	2,211
資本準備金	2,211
利益剰余金	84,821
その他利益剰余金	84,821
固定資産圧縮積立金	335
繰越利益剰余金	84,486
自己株式	△4,590
評価・換算差額等	32,714
その他有価証券評価差額金	6,649
繰延ヘッジ損益	626
土地再評価差額金	25,438
新株予約権	58
負債及び純資産合計	468,173

▶ 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		195,270
売上原価		165,525
売上総利益		29,745
販売費及び一般管理費		11,296
営業利益		18,449
営業外収益		
受取利息	4,845	
受取配当金	4,319	
貸倒引当金戻入額	1,111	
その他	498	10,775
営業外費用		
支払利息	2,465	
支払手数料	593	
為替差損	26	
その他	192	3,277
経常利益		25,946
特別利益		
固定資産処分益	367	
関係会社株式売却益	42,745	
関係会社事業損失引当金戻入額	4,482	47,595
特別損失		
固定資産処分損	546	
減損損失	1,523	
関係会社出資金評価損	206	
解体撤去引当金繰入額	456	
事業構造改革引当金繰入額	678	
契約損失引当金繰入額	3,845	
事故による和解金	1,541	8,798
税引前当期純利益		64,744
法人税、住民税及び事業税	11,557	
法人税等調整額	△4,680	6,877
当期純利益		57,867

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社三井E&S

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	山 田 真
業 務 執 行 社 員		
指定有限責任社員	公認会計士	大 谷 文 隆
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井E&Sの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井E&S及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社三井E&S

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田 真
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 谷 文 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三井E&Sの2024年4月1日から2025年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「重要な後発事象に関する注記（関連会社株式の売却）」に記載されているとおり、会社は2025年4月28日開催の取締役会において、関連会社である三井E&S造船株式会社の株式の全てを譲渡することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

》 監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制所管部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業拠点等において事業及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会による「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社三井E&S 監査等委員会

常勤監査等委員	塩	見	裕	一	㊞
監査等委員	田	中	浩	一	㊞
監査等委員	川	崎	弘	一	㊞
監査等委員	三	輪	美	恵	㊞

(注) 監査等委員田中浩一、川崎弘一及び三輪美恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

■ 当社HPのご案内

当社ホームページでは、IR情報、中期経営計画、サステナビリティへの取り組みを掲載しておりますのでご覧ください。

スマートフォンからでもご覧いただけます。

 <https://www.mes.co.jp/>



■ 単元未満株式

買取・買増請求制度のご案内

買取請求

100株未満の株式を、当社に対して**市場価格で売却できる制度**です。

<例> 60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

$$\boxed{60\text{株}} - \boxed{60\text{株}} = \boxed{\text{¥}} \quad \text{当社に市場価格で売却} \quad \text{現金化}$$

買増請求

100株(単元株式)に不足する数の株式を、当社から**市場価格で買い増し、単元株にすることが**できる制度です。

<例> 60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることが出来ます。

$$\boxed{60\text{株}} + \boxed{40\text{株}} = \boxed{100\text{株}} \quad \text{40株を当社から市場価格で購入} \quad \text{単元株式 (100株)}$$

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	毎年6月開催
同総会の議決権の基準日	毎年3月31日
期末配当の基準日	毎年3月31日
中間配当の基準日	毎年9月30日
公告方法	電子公告 (https://www.mes.co.jp/) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載します。
1単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

郵送物ご送付先・電話お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

株主総会会場ご案内図詳細(地下ルート)



- ① 汐留方面出口(地下)より「都営地下鉄新橋駅」の看板を見て直進。階段を下る。
- ② 「PLAZA」を見ながらシオサイト地下道を直進。
- ③ カレッタ汐留ゲートC右手のエスカレーターで1フロア昇る。
- ④ エスカレーターを昇ったら、右手の自動ドアから屋外の階段に出る(左手にはスターバックス)。
- ⑤ 階段を上がったら環状2号線沿いに進み、首都高速下の交差点へ。
- ⑥ 首都高速下の横断歩道をベルサール汐留側に渡し、右折。
- ⑦ 浜離宮側に再度横断歩道を渡し、左折して新大橋通り沿いに進む。

株主総会会場ご案内図



会場

東京都中央区築地5丁目6番4号
浜離宮三井ビルディング 2階

※受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。
※駐車場・駐輪場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

交通

JR線・銀座線
都営浅草線「新橋」駅 —— 徒歩15分

※汐留方面出口(地下)よりシオサイト地下道を直進、カレッタ汐留
(電通本社ビル)から地上へ出て(詳細は前頁)首都高速下横断
歩道を渡り右折。新大橋通り沿いに進む。

都営大江戸線「汐留」駅 —— 新橋駅方面改札より徒歩5分

都営大江戸線「築地市場」駅 - A1 又は A2 出口より徒歩5分

日比谷線「築地」駅 —— 築地本願寺方面改札1番 又は 2番 出口より徒歩12分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。